

5. ASEAN 中国 FTA (ACFTA) の運用状況調査

イ. 調査の目的

日本企業の海外展開が急速に進展している。海外の需要を取り込み、企業のビジネスチャンスを拡大し、最終的には業績を伸ばそうというものだ。

こうしたグローバルな展開に不可欠なものとして、自由貿易協定 (FTA) が注目されている。最近の動きとしては、環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) に日本も参加表明を行っている。このほかにも中国は日中韓 FTA の交渉開始に積極的に動いている。

日本は既に ASEAN やインドとの FTA を締結している。しかしながら、アジア・オセアニアの主要国である中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドとはまだである。日本にとって最大の貿易相手国である中国との自由貿易協定は、これから直ちに交渉を開始しても、締結にはまだ数年はかかると思われる。

したがって、ASEAN 中国 FTA (ACFTA) は、日中韓 FTA が成立するまでは、日本企業にとって中国との自由貿易を可能にする不可欠なツールである。

本報告書は、中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの 5 カ国における ACFTA の運用状況を調査分析している。各国が約束した関税削減の枠組みだけでなく、どのように運用されているかを知ることができれば、より効果的に ACFTA を活用することが可能になる。

ロ. 調査結果の概要

1. 2011 年の ACFTA 協定税率の運用状況

- ① ACFTA 5 カ国(中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)の協定税率の運用状況を見てみると(注 1)、「約束した協定税率以上に関税を高くし、協定が未達な品目数 (すなわち『×』)」は、82 品目であった(内訳は、中国 64 品目、ベトナム 14 品目、タイ 2 品目、マレーシア 2 品目、インドネシア 0 品目)。これは、調査対象品目の 5 カ国総計(8,436 品目)の 1.0%にすぎなかった。
- ② 「約束した ACFTA 協定税率よりも関税削減を進めた (『○』)」品目数は、5 カ国で 4,877 品目となり、57.8%を占めた。5 カ国の中では、中国の『○』の品目数が少なかった。
- ③ 「約束した ACFTA 協定税率を実行している (『=』)」品目数は、5 カ国で 3,376 品目となり、5 カ国の調査対象品目総計の 40.0%を占めた。5 カ国とも、ほぼ同じような品目数であった。
- ④ 「×と○」が混在する『×○』(注 2)の数は 73 品目であり、5 カ国調査対象品目総計の 0.9%であった。中国が 22 品目、ベトナムが 47 品目を数え、この 2 カ国でほとんどを占める。
- ⑤ したがって、ACFTA 5 カ国において、約束した協定税率が未達の品目は 155 品目で、

調査対象品目全体に占める割合は2%に満たなかった。約98%の品目で、「協定税率を実行」、あるいは「協定税率以下となる関税削減を実施」している。5カ国の中では中国の協定税率の実行が最も未達であったし、ベトナムがそれに続く。

(注1)本調査では、ACFTA協定税率と実行関税率を比較し、実行関税率が協定税率よりも高ければ協定税率の運用は「未達『×』」、低ければ「より関税を削減『○』」、同じであれば「実行している『=』」、とした。(注2)「×と○」が混在するのは、1つの協定税率に輸出国別に異なる複数の実行関税率が対応する場合などがあるからである。

2. 2011年のACFTA互恵関税率(注3)の運用状況

(1)中国が輸出国で他の4カ国が輸入国の場合

- ①中国が輸出国で、他の4カ国(インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)が輸入国の場合、中国⇒インドネシア～中国⇒ベトナムというように4ケースの輸出入の組合せが生じる。これらの互恵関税率の運用状況を見てみると、「互恵関税率を適用した(すなわち、『=』)」品目数は、4ケース総計で1,094品目であった。これは、調査対象品目総計(2,374品目)の46.1%を占めた。ケース別では、ベトナムの中国からの輸入において、互恵関税率を適用している場合が多い。
- ②「互恵関税率を適用せず、当初の約束どおりに関税削減を行った(『○』)」品目数は、4ケース総計で1,272品目となり、調査対象品目総計の53.6%を占めた。ケース別では、タイの中国からの輸入で互恵関税率を適用している場合が多い。
- ③「互恵関税率以上に関税を高くし、協定が未達な品目数(『×』)」は、2品目で0.1%にすぎなかった。
- ④以上の結果から明らかなように、中国の他の4カ国への輸出において、輸入国側が互恵関税率を適用している割合は半分近くにも達している。もしも、日本企業が中国からASEANに輸出を行う際、ACFTAを利用しようとするならば、輸入国側における互恵関税率の適用に注意を要する。特に農水産品、食料・アルコール、化学・プラスチック・ゴム製品、木材・パルプ、繊維製品、輸送機械・部品の分野でそれが求められる。

(注3)互恵関税率：ACFTA協定では、ある品目を、輸出国側が「関税削減を一定期間遅らせることができる品目」(センシティブトラック品目、ST)に、輸入国側が「早めか一般スケジュール通りに関税削減をする品目」(アーリーハーベスト、ノーマルトラック品目、EHP/NT)に指定している場合、輸入国側は条件によってはその品目の関税削減を猶予され、規定に基づいて算出される互恵関税率(RTR)を適用できる。

(2)中国が輸入国で他の4カ国が輸出国の場合

- ①中国が輸入国で他の4カ国(インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)が輸出国の場合の互恵関税率の運用状況を見てみると、「互恵関税率を適用した(『=』)」品目数は、4ケース総計で513品目となり、調査対象品目総計(3,876品目)の13.2%

を占めた。ケース別では、中国のタイ、ベトナムからの輸入に対して、互恵関税率を適用する品目が多い。

- ②「互恵関税率を適用せず、当初の約束どおりに関税削減を行った（『○』）」品目数は、4 ケース総計で 3,306 品目となり、調査対象品目総計の 85.3%を占めた。中国のインドネシア、タイからの輸入に対して、互恵関税率を適用しなかった品目が多い。
- ③「互恵関税率以上に関税を高くし、協定が未達な品目数」は、『×』が 7 品目、『×○』が 2 品目で、合わせても全体の 0.3%にすぎなかった。
- ④したがって、中国が輸入国で他の 4 カ国が輸出国の場合、中国は互恵関税率を適用せず、当初の約束通りに関税を削減する割合が高い。つまり、ACFTA 協定税率の運用では、中国は約束した協定税率を実行せず、それ以上に実行関税率を高くする割合が相対的に高かったが、互恵関税率では、適用しないで当初どおりに関税削減を実行しているケースが他の 4 カ国よりも多い。

3. 2011 年の ACFTA 協定税率および互恵関税率の業種別運用状況

(1) 互恵関税率適用のため、協定税率の運用が未達な事例

- ① ACFTA 協定税率の運用が未達であった『×』は 82 品目、『×○』は 73 品目であり、両方を合わせると 155 品目であった。その中で、互恵関税率の適用の影響で未達になったのは、「中国のマレーシアからの輸入」の 8 品目と、「ベトナムの中国からの輸入」の 16 品目であった。したがって、互恵関税率適用の影響のため ACFTA 協定税率の運用が未達となった品目は合計で 24 品目となり、未達品目全体の 15.5%であった。
- ② 互恵関税率の適用で未達となった「中国のマレーシアからの輸入」の 8 品目は、肉及び食用のくず肉、濃縮・乾燥したミルク・クリームであった。「ベトナムの中国からの輸入」の 16 品目は、コーヒー、ポップコーン、板紙、ギヤボックスなどの自動車関連部品、もみ、タンカーなどであった。

(2) 互恵関税率を適用した事例における業種別特徴と日本企業の対応

- ① 「中国が輸入国で他の ASEAN4 カ国が輸出国」の場合、互恵関税率を適用した品目（『=』）と、適用せずに関税削減を行った品目（『○』）を見てみると、化学・プラスチック・ゴム製品、繊維製品・履物、窯業・貴金属・鉄鋼製品、機械類・電気機械・輸送用機械及び同部品、の分野で品目数が多い。
- ② これに対して、「中国が輸出国で他の ASEAN4 カ国が輸入国」の場合、木材・パルプ、輸送機械・部品、の分野において『=』と『○』の品目数が突出して多い。
- ③ したがって、「ASEAN から中国への輸出」の方が、「中国から ASEAN への輸出」よりも、相対的に日本企業の関心が高い業種で、互恵関税率を適用するか、より自由化を進める事例が多い。